

# 個人会員規定

(入会の資格)

第1条 細則第1条の定めによりこの連盟の個人会員は、次のとおりとする。

本連盟事業に参加を希望する18歳以上の北海道在住者（但し、加盟倶楽部会員を除く）

(入会の申込)

第2条 個人会員としてこの連盟に入会しようとするときは、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 北海道ゴルフ連盟 個人会員申込書

※推薦者は以下の各号に定めるいずれかの団体または個人とする。

(イ) 本連盟 正会員（加盟倶楽部）

(ロ) 正会員（加盟倶楽部）のメンバー1名

(ハ) 本連盟が認める団体 または 個人

(2) 住民票

(3) (公財) 日本ゴルフ協会の会員はその会員証の写し

(4) 前号の外、連盟が求める資料

(入会の決定)

第3条 個人会員の入会は常務理事会がこれを決定する。

2. 入会申込書の内容に虚偽があることが判明した場合は、入会を拒否できるものとする。

(入会の日時)

第4条 個人会員の入会日は常務理事会が入会を決定した日とする。

(会員の資格)

第5条 入会の承認を受けた者は、直ちに入会金及び当該年会費を納入しなければならない。

(入会金)

第6条 入会を認められた個人会員は下記の入会金を納入しなければならない。

入会金 5,000円（但し、JGA個人会員は免除）

いったん納入された入会金は、返還しない

(会費)

第7条 個人会員は下記の年会費を納入しなければならない。

年会費 10,000円

いったん納入された年会費は、返還しない

(会員の届け出義務)

第8条 個人会員は、次の号に該当するときは、速やかに届け出なければならない。

(1) 住所等の変更があったとき

(会員の資格の喪失)

第9条 個人会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 北海道以外の地域に住所を変更したとき

(3) 加盟倶楽部会員になったとき

(4) 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき

(5) 死亡又は失踪宣告を受けたとき

(6) 除名されたとき

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、常務理事会に於いてこれを除名することができる。

- (1) この連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反する恐れがあるとき、及び違反する行為があったとき
- (2) この連盟の会員としての義務に違反したとき
- (3) 会費または諸経費を滞納したとき
- (4) 会員としてふさわしいと認められない個人であると認められるとき
- (5) 入会時書類等の内容に虚偽があることが判明した場合

## 細 則

(目的)

第1条 この細則は、北海道ゴルフ連盟の個人会員規定第2条・第10条に基づき、会員としてふさわしいと認められない個人に関し、以下のとおり定める。

(会員としてふさわしいと認められない個人)

第2条 会員としてふさわしいと認められない個人には、以下に該当する場合が含まれるものとする。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関連企業関係者
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団関係者
- (7) その他、上記(1)から(6)に準ずる者